

接続約款変更届出書

令和3年9月22日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめ ぼん ごう
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 けいでいーでいーあいかぶしきかいしゃ
K D D I 株式会社

代表取締役社長 たかはし まこと
高橋 誠

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するの
で届け出ます。

実施期日	令和3年9月30日
------	-----------

接続約款変更届出書

令和3年9月22日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な は しまつやまいっちょうめ ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 すが たかし
菅 隆志 印

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年9月30日
------	-----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新					旧																																																																																											
<p>別表 2 接続形態 2 接続形態表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">第 1 表</th> <th rowspan="2">項番</th> <th>第 2 表</th> <th>第 3 表</th> <th>第 4 表</th> <th rowspan="2">備考欄</th> </tr> <tr> <th>発信事業者</th> <th>經由事業者</th> <th>着信事業者</th> <th>利用者料金設定事業者</th> <th>利用者料金請求事業者</th> <th>網使用料支払事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">端末系事業者</td> <td style="color: red;">携帯電話事業者</td> <td style="color: red;">当社</td> <td style="color: red;">A 7 - 7</td> <td style="color: red;">端末系事業者</td> <td style="color: red;">サービス制御事業者</td> <td style="color: red;">端末系事業者</td> <td style="color: red;">・MNPにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りません。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>端末系事業者</td> <td>中継事業者</td> <td>当社</td> <td>8 - 6</td> <td>端末系事業者</td> <td>端末系事業者</td> <td>端末系事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>					第 1 表			項番	第 2 表	第 3 表	第 4 表	備考欄	発信事業者	經由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	(略)			(略)				端末系事業者	携帯電話事業者	当社	A 7 - 7	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りません。	(略)			(略)				端末系事業者	中継事業者	当社	8 - 6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者		(略)			(略)				<p>別表 2 接続形態 2 接続形態表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">第 1 表</th> <th rowspan="2">項番</th> <th>第 2 表</th> <th>第 3 表</th> <th>第 4 表</th> <th rowspan="2">備考欄</th> </tr> <tr> <th>発信事業者</th> <th>經由事業者</th> <th>着信事業者</th> <th>利用者料金設定事業者</th> <th>利用者料金請求事業者</th> <th>網使用料支払事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>端末系事業者</td> <td>中継事業者</td> <td>当社</td> <td>8 - 6</td> <td>端末系事業者</td> <td>端末系事業者</td> <td>端末系事業者</td> <td style="color: red;">・日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 1 条第 2 項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; margin-top: 10px;">[新設]</p>					第 1 表			項番	第 2 表	第 3 表	第 4 表	備考欄	発信事業者	經由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	(略)			(略)				端末系事業者	中継事業者	当社	8 - 6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 1 条第 2 項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。	(略)			(略)			
第 1 表			項番	第 2 表	第 3 表	第 4 表	備考欄																																																																																									
発信事業者	經由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者																																																																																										
(略)			(略)																																																																																													
端末系事業者	携帯電話事業者	当社	A 7 - 7	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りません。																																																																																									
(略)			(略)																																																																																													
端末系事業者	中継事業者	当社	8 - 6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者																																																																																										
(略)			(略)																																																																																													
第 1 表			項番	第 2 表	第 3 表	第 4 表	備考欄																																																																																									
発信事業者	經由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者																																																																																										
(略)			(略)																																																																																													
端末系事業者	中継事業者	当社	8 - 6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 1 条第 2 項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。																																																																																									
(略)			(略)																																																																																													

新					旧				
端末系事業者	中継事業者	当社	8 - 1 2	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者			
(略)			(略)						
端末系事業者	中継事業者及び携帯電話事業者	当社	A 8 - 8	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPにおいて、当社が移転先事業者となる呼に 限ります。		
(略)			(略)						
端末系事業者	中継事業者及びPHS事	当社	A 2 3 - 4	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPにおいて、当社が移転先事業者となる呼に 限ります。		

新						旧
	業者					
(略)			(略)			
<p><u>附則（令和3年9月22日KDDI移企調第1993号及びOCT技第21-045号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改正規定は、令和3年9月30日から実施します。</u></p>						